

(裏 面)

ごみ処理について	<p>( )実施団体が市の処分場へ自己搬入する。 ( )施設の管理者又は占有者に処理を依頼する。 ( )市に処理を依頼する。 * 市の処理を依頼する場合は、次のことを守って下さい。 ごみの集積場所を下記案内図に示して下さい。 活動日の前に日時について市と協議して下さい。 排出方法は市の指示に従って下さい。</p>	
市による支援要望	清掃用具の貸与	無 有(具体的に)
	その他の貸与(具体的に)	
美化活動を行う場所	案内図(別紙でも結構です)	